

「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」における電力買取に関する公開再質問状への回答

質問内容の詳細は、9月17日に当HPに掲載した質問状を参照のこと

電力会社	回答日	担当部署	
			定量的な根拠 季時別に購入価格が変動することの根拠 「火力発電燃料費相当」で妥当であることの説明 購入単価の見直しについて
北海道電力		営業部 電力購入グループ	回答待ち
東北電力		企画部新エネルギー グループ	回答待ち
北陸電力		営業推進部	回答待ち
東京電力	再質問状は送付していない		
中部電力	11月28日	販売本部大口営業部 電力受給グループ	<p>電気のみで購入料金（以下「電力購入基準」）は、当社火力燃料費実績をベースに設定している。</p> <p>また、夏季は電力需要が増加するため価格の高い石油の比率が高いなど、季節や夜間帯ごとに供給コストが異なる。こうしたことを踏まえつつ、当社では電力購入基準において基本的に季節・時間帯別の料金設定を行うことが適切と考えている。</p> <p>なお、低圧連系の太陽光発電および風力発電から電気のみを購入する場合は、それぞれの発電時間の特性（太陽光：昼間時間帯、風力：全時間帯）や簡明性等を考慮し、太陽光は「電力購入基準」の「その他季平日昼間時間」、風力は「各時間帯の料金の平均値」によりそれぞれの料金を設定している。</p> <p>RPS法により、新エネルギー等電気を新エネルギー等電気相当量と電気とに分けて、これらを別々に取引することが可能となっている。</p> <p>これにより、新エネルギー等発電者が、新エネルギー等電気相当量を当社以外に販売し、電気のみを当社に販売する場合、当該発電者は新エネルギー等電気相当量について取引先から応分の対価を取得することになる。一方、当社は電気のみを受給することとなり、火力発電所で発電しなければならない燃料費を軽減することができるの考え方に基づき、火力燃料費相当をベースに電気のみで購入料金を設定しているものであり、その水準は適切なものと考えている。</p> <p>火力燃料費相当での購入という位置づけから、実績にもとづき適宜見直すことが適切と考えている。</p>
関西電力		企画室 設備グループ	回答待ち
中国電力		経営企画室 取引調査担当	回答待ち
四国電力		営業推進本部営業部 受給グループ	回答待ち
九州電力	11月6日	お客さま本部営業部 電力購入グループ	<p>当社の「電気」の価格については、具体的には、実際に抑制することとなる石炭・石油火力発電の燃料費平均単価としている。火力発電量は、景気や気温により短期的な変動があることから、これを除くために、過去5ヵ年平均値により算出している。算定式は以下の通り。</p> <p>石炭・石油燃料費(有価証券報告書)(H9～13年度平均)</p> <p style="text-align: right;">3.00円/kWh</p> <p>石炭・石油火力発電電力量(青本)(H9～13年度平均)</p> <p>火力発電燃料は、夏季は、需要が増加するため燃料費単価の高い石油の比率が高まり、その他の季節や夜間は、逆に、石油の比率が低くなる。このような火力発電所の発電状況を考慮して、季節別・時間帯別の価格格差を設定している。</p> <p>また、RPS制度の導入により、市場原理が導入されて、全国大での取引が可能となった。当社は、「電気」の単価として、抑制することとなる火力の燃料費平均単価相当を採用しているが、新エネルギー等発電事業者は、「電気」と分けて全国大で取引できる「新エネルギー等電気相当量(環境価値)」部分で、新エネルギーの増分コストの回収が可能と考えられる。</p> <p>したがって、「電気」の単価のみに焦点を当てて、「新エネルギー等電気」の価格を論じることは妥当ではないと考える。ちなみに、エネ庁HPに掲載の電源別発電コストにおける、最低の火力燃料費が2.6円/kWh(石炭)であり、このことから、当社の「電気のみ」の価格が不当に低い価格ではないことは理解いただけるものと考えている。</p>
沖縄電力		営業部営業グループ	回答待ち